

総務省本省業務継続計画

平成 2 0 年 7 月 2 9 日

(令和 7 年 4 月 1 日一部改定)

総 務 省

目 次

第 1 章 本計画の目的等

- 1 業務継続計画とは
- 2 背景
- 3 目的
- 4 基本方針

第 2 章 非常事態及び被害等の想定

- 1 非常事態の想定
- 2 被害等の想定

第 3 章 非常時優先業務等

- 1 非常時優先業務等の特定
- 2 総務省における非常時優先業務等の概要

第 4 章 必要資源分析

- 1 概要
- 2 体制
- 3 要員
- 4 庁舎
- 5 電力
- 6 ガス
- 7 通信設備
- 8 情報システム
- 9 飲料水・食料
- 10 トイレ
- 11 毛布
- 12 医薬品・救助用資機材
- 13 下部マニュアル等の整理

第5章 非常事態発生直後の対応

- 1 安全の確保
- 2 負傷者・急病人の救護
- 3 安否の確認
- 4 帰宅困難者等への対応
- 5 広報
- 6 下部マニュアル等の整理

第6章 非常事態発生時における業務執行の確保

- 1 職員
- 2 庁舎
- 3 電力
- 4 情報通信

第7章 本計画の周知及び継続的改善

- 1 周知
- 2 継続的改善

別紙 業務影響度分析及び業務プロセス分析の概要

第1章 本計画の目的等

1 業務継続計画とは

中央省庁は、大規模災害等の非常事態の発生によってその施設等に被害が発生し、あるいは、利用しているライフライン施設が被災した場合においても、中断すれば社会的に重大な影響を与えるおそれのある重要な業務については、継続する必要がある。

そのため、あらかじめ、非常事態発生時において優先的に遂行する必要がある業務を特定した上で、非常事態が発生した場合には、人員、物資、ライフライン等利用可能な資源が大幅に制約された状況下においても当該業務の遂行のために必要な資源を優先的に確保できる体制を整備しておく必要がある。

このような業務の特定、資源の確保等について計画として定めたものが「業務継続計画」である。

2 背景

首都地域には、人口が集中し、政治、行政、経済等に関する中枢機能が極めて高度に集積し、建築物やライフライン施設も密集している。このような首都地域において、その直下を震源地とする大規模地震（以下「首都直下地震」という。）が発生した場合には、甚大な被害の発生が予想される。

そのため、政府は、首都直下地震が発生した場合の対策として、中央省庁において業務継続計画を策定することとし、平成19年6月に、内閣府において「中央省庁等業務継続ガイドライン 第1版 ～首都直下地震への対応を中心として～」が策定されたことから、平成20年7月に、総務省本省（総務省の部局又は機関であって、施設等機関、地方支分部局及び消防庁以外のものをいう。以下同じ。）を対象に、最初に想定する非常事態として首都直下地震を採り上げて、総務省本省業務継続計画（以下「本計画」という。）を策定した。

その後、中央防災会議首都直下地震避難対策等専門調査会において、「首都直下地震避難対策等専門調査会報告（平成20年10月27日）」が取りまとめられ、平成20年12月の中央防災会議に報告されたこと等を踏まえて、平成21年3月に所要の改定を行った。また、平成23年3月の東日本大震災の発生、首都直下地震対策局長級会議申し合わせ（平成24年3月23日）を受け、本計画の実効性を高めるため、代替施設の在り方、非常参集、総務省災害対策本部の運営、帰宅困難者受入対策などについて見直しを行い、平成24年8月に改定した。

さらに、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第5条第1項に基づき定められた「政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月閣議決定）」（以下「政府業務継続計画」という。）の第1章「3 省庁業務継続計画との関係」において、各府省等は政府業務継続計画に基づき業務継続計画を作成することとされたことから、本計画の見直しを行い、平成26年7月に改定するとともに、帰宅困難者等の受入場所を明示するための改定を平成27年6月に行った。

平成28年4月には「中央省庁業務継続ガイドライン 第2版（首都直下地震対策）」が策定され、霞が関近傍における代替庁舎の確保の必要性が示されたことから、同年11月、代替

庁舎の追加に係る改定を行った。同年 12 月からは、本計画等に関する諸課題について連絡及び調整を行う「総務省業務継続計画等連絡会議」が開催されており、平成 29 年 7 月及び令和元年 7 月には、これまでの執務環境の整備や、同会議の議論に基づく改善計画を踏まえた改正を行った。令和 3 年 9 月には、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた改定を行い、令和 4 年 1 月には、安否確認の運営改善を図るための改定を行った。

令和 4 年 4 月には「中央省庁業務継続ガイドライン 第 3 版（首都直下地震対策）」（以下「ガイドライン」という。）が策定され、男女共同参画の進展や働き方の多様化等の社会情勢の変化などを踏まえて、女性や障害者等の職員の視点を踏まえた業務継続体制の必要性や育児・介護等に従事する職員への配慮の必要性のほか、業務継続体制を検討する上でのテレワークの影響が明示されたことから、同年 7 月に所要の改定を行った。

なお、今後、政府全体の方針等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととする。

（注） 消防庁は、本計画とは別に業務継続計画を定めている。

3 目的

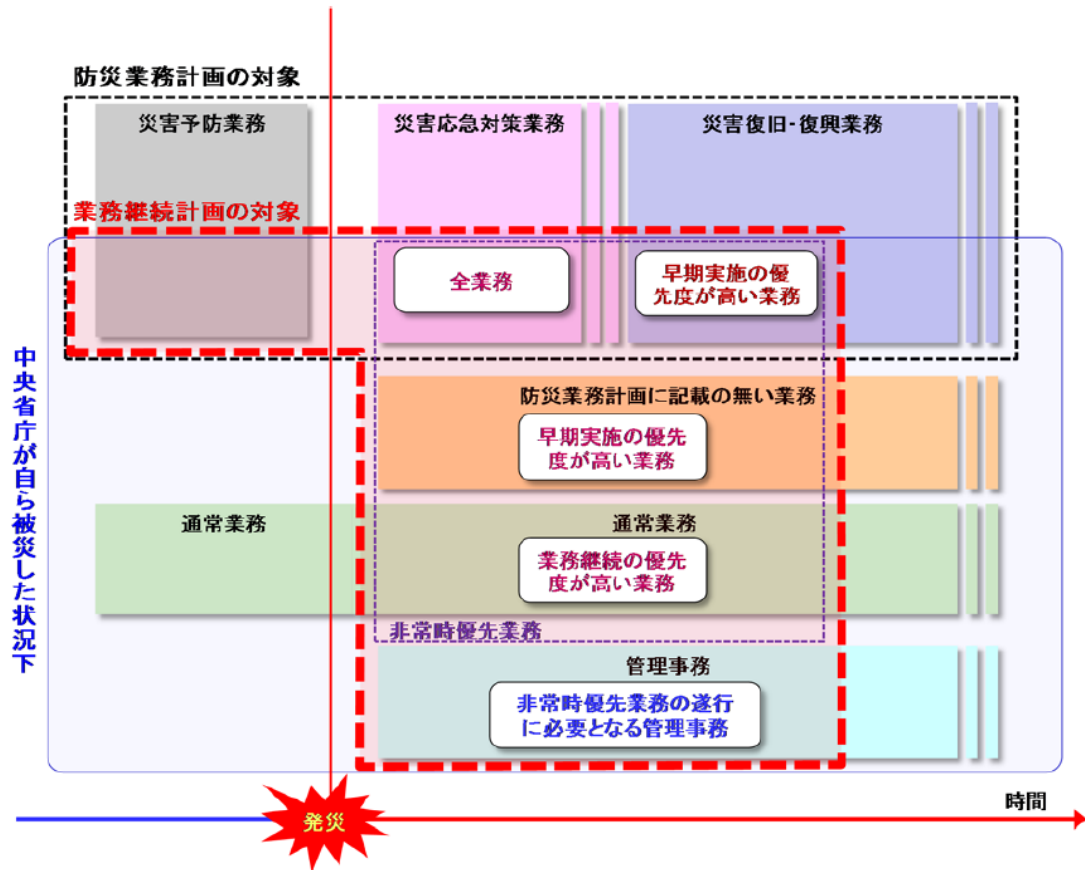
総務省は、国の行政機関として、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条に掲げられた所掌事務を適切に遂行する責務を負っており、非常事態の発生によって総務省本省の施設等に被害が発生し、あるいは、利用しているライフライン施設が被災した場合においても、

- ① 災害応急対策等の非常事態への対応業務（以下「非常事態対応業務」という。）
- ② 非常事態対応業務以外の業務のうち、中断、遅滞等による国民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務（以下「重要一般業務」という。）

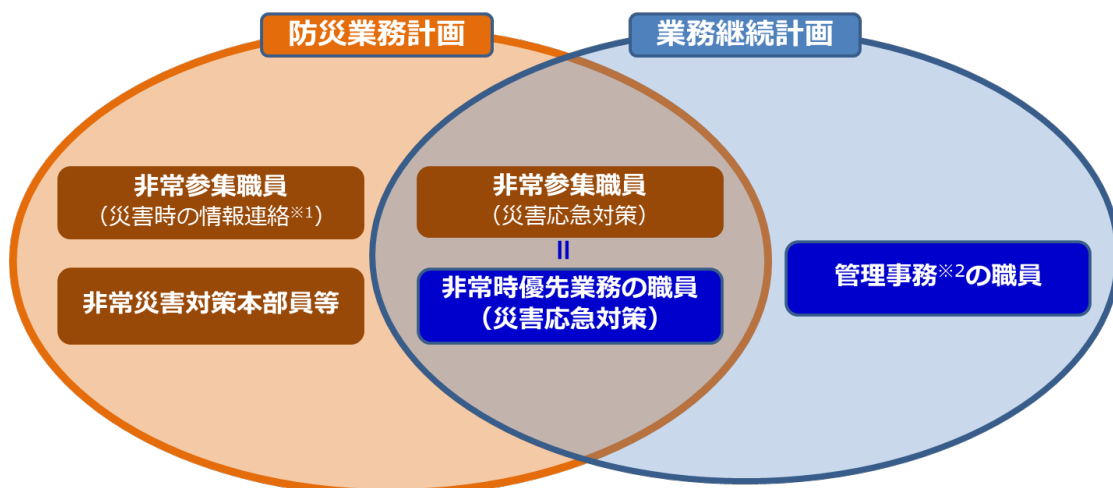
については、非常時において優先的に遂行を確保すべき業務（以下「非常時優先業務」という。）又は非常時優先業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務（以下「管理事務」という。）として位置付ける必要がある。

本計画は、総務省本省の施設所在地域において非常事態が発生した場合において、総務省防災業務計画（平成 13 年総務省訓令第 42 号）等とあいまって、総務省本省における非常時優先業務及び管理事務（以下「非常時優先業務等」という。）の遂行の確保のための措置その他の必要な事項を定めることを目的とする。また、消防庁業務継続計画に定められた事項を踏まえ、消防庁と十分な連携を図ることとする。

なお、ガイドラインにおける防災業務計画と業務継続計画が対象とする業務の整理は、下表のとおりである。



また、本計画に基づく非常時優先業務等に従事する要員と、総務省防災業務計画第3章（災害応急対策）に定める非常参集等に係る要員の関係のイメージについては、下表のとおりである。



- 総務省防災業務計画、総務省非常災害対策本部設置要綱及び総務省緊急事態対応マニュアルに基づく
- 総務省本省業務継続計画に基づく

※1 官房総務課からの連絡等を受けて、非常災害対策本部員に連絡する各局の総務担当を想定
 ※2 非常時優先業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の業務

4 基本方針

本計画における基本方針として、3に掲げた目的を達成するため、非常事態が発生した場合において、

- ① 非常事態対応業務の迅速・的確な遂行に万全を期し、被害の軽減及び迅速な復旧を図ること
- ② 重要一般業務の円滑な遂行を確保し、社会的な影響を最小限にとどめること
- ③ 職員、来庁者、帰宅困難者等の安全を確保すること
を目指すこととする。

第2章 非常事態及び被害等の想定

1 非常事態の想定

(1) 想定する首都直下地震の種類

本計画においては、前述のとおり、最初に想定する非常事態として首都直下地震をとり上げることとする。

具体的には、首都直下地震のうち、「都心南部直下地震」を想定することとする。

(注) 「都心南部直下地震」は、「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）（平成 25 年 12 月中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ）」において、切迫性が高いマグニチュード7クラスであること、被害が大きく首都中枢機能への影響が大きいと考えられることから、防災・減災対策の対象とする地震とされている。なお、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、南関東地域でマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は30年間で70パーセントと推定されている。

(2) 都心南部直下地震の概要等

都心南部直下地震の規模、発生時の条件等については、「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」を基に、次表のとおり想定することとする。

区 分	想定内容
① 震源地	都心南部直下（フィリピン海プレート内）
② マグニチュード及び震度	マグニチュード7.3。断層の直上付近で震度6強、その周辺のやや広域の範囲に6弱（地盤の悪いところでは一部で震度7）。
③ 季節・時刻	冬期・夕方（火気を使用する器具の利用が多い時期）
④ 気象条件	風速8m/秒（日最大風速よりもやや強めの風速）

2 被害等の想定

被害等の想定については、次のとおり、「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」における想定及び政府業務継続計画の第1章「4 被害想定」を用いることとする。

① 概要

区分	被害等
建物被害	全壊・火災焼失：約61万棟
死者	約2万3千人
避難者	約300万人（発災後1日時点）
帰宅困難者	約800万人（当日）

② ライフライン施設等

区分	一般的被害等 (発災直後)	中央官庁街における被害等
電力	停電約 1220 万軒	停電は 1 週間継続する。
ガス	供給停止約 159 万軒	供給停止は 1 週間継続する。
情報通信	固定電話不通約 469 万回線 携帯電話停波基地局率約 4 % (発 災 1 日 後 は 約 46%)	商用電話回線の不通は 1 週間継続する。
上水道	断水人口約 1444 万人	断水は 1 週間継続する。
下水道	機能支障人口約 150 万人	断水は 1 週間継続し、下水道の利用支障は 1 か月継続する。

③ 公共交通機関

地下鉄の運行停止は 1 週間、ＪＲ及び私鉄（地下鉄を除く。）の運行停止は 1 か月継続し、主要道路の啓開までには 1 週間を要する。

また、都心環状六号線から八号線までの間をはじめとして、木造住宅密集市街地が広域的に連たんしている地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定されるため、発災後およそ 3 日間は、都心環状七号線の外側地域と都心部の間の通行は著しく困難となる。

第3章 非常時優先業務等

1 非常時優先業務等の特定

非常時優先業務等の特定に当たっては、総務省本省の各業務について、ガイドラインに従って、当該業務の中断、遅延等が発生した場合における「社会に与える影響の重大性」、「どの時点までにどのような対応が必要とされるか」等について業務影響度分析を行い、その結果を踏まえて、該当する業務を抽出することとする。

上記により特定した各業務について、業務プロセス分析を行い、発災後開始すべき時間ごと（1時間以内、3時間以内、12時間以内、1日以内、3日以内、1週間以内）に、業務概要、要する人数を精査する。

なお、非常時優先業務の一部をテレワークで実施することを検討する上では、セキュリティが確保された情報通信端末を使用すること、非常時優先業務に従事する職員が発災時に当該端末を自宅に持ち帰っていること等が前提となるが、インターネット回線や電力等の利用に長期的かつ広域に支障が生じることになると、テレワークを利用した執務は極めて困難となるため、非常時優先業務等の一部をテレワークで実施しようとする場合は、近隣の地方支分部局等の執務スペースを活用すること等、その対応策や代替手段を検討しておくこととする。

業務影響度分析及び業務プロセス分析の概要については、別紙に記載のとおりである。

なお、総務省防災業務計画第3章（災害応急対策）において講じることとされている業務のうち総務省本省が所掌するものについては、非常時優先業務等に該当するものとする。

2 総務省における非常時優先業務等の概要

1により特定した非常時優先業務及び管理事務の概要については、下表とする。ただし、これらの業務の具体的な内容については、非常事態の内容や発災時の体制等に左右される点に留意する必要がある。

① 非常時優先業務

政府業務継続計画上の分類	非常時優先業務の概要
① 内閣機能	災害対応取りまとめ
	情報システムの運用確保
② 被災地域の対応	地方公共団体等との連携・機能確保
	地方公共団体の制度に関する企画立案、照会等対応
	地方公共団体の情報システムの運用確保
	地方公務員関連措置
	地方税等の減免措置
	地方財政措置に関わる企画立案
	恩給の支給の確保
	特別行政相談等
	被災者等の権利確保

	通信機器の貸出
③ 金融・経済の安定	統計情報の提供
④ 国民の生活基盤の維持	通信・放送の確保等
	郵政事業の確保
⑥ 外交関係の処理	情報通信関係国際機関や各国からの支援対応

(注) 政府業務継続計画上の分類には、上記のほか「⑤ 防衛及び公共の安全と秩序の維持」がある。

② 管理事務

業務名	事務の概要
庁舎管理	中央合同庁舎第2号館の構造体の点検、基幹設備の応急処置、帰宅困難者への対応等
	自家発電設備への切り替え、及び燃料供給確保への対応等
	大規模地震等による停電時の入退館管理等のセキュリティに係る業務（発災後の館内の巡回、入退館管理等の警備等）
通信手段の復旧	省内通信手段の障害の有無の確認や障害発生時の応急処置の対応等
契約・支払い	緊急的な契約事務や社会的影響を及ぼす支払に係る対応
職員等安否確認	職員とその家族の安否確認
職員派遣人員調整	非常時優先業務等を実施する職員のあっせん等の調整
広報	報道機関や総務省 Web サイトへの災害情報の広報対応等

第4章 必要資源分析

1 概要

必要資源分析は、非常時優先業務等を遂行する上で必要となる職員、庁舎、電力、情報通信、飲料水・食料、トイレ等の基礎的な資源（以下「基礎資源」という。）について、非常事態発生時にどの程度確保できるのかについて分析を行うものである。

なお、物資については、女性の視点や障害者等の多様なニーズを踏まえた適切な備蓄を行う必要があることに留意し、多様なニーズを踏まえた物資の選定に当たっては、場合によっては当事者自身が備えることが適切ということも考えられることから、当事者が参画する仕組みを検討するものとする。

必要資源分析の結果は、業務プロセス分析（第3章）等にも反映させることとなる。

2 体制

(1) 防災対策チームの設置

総務省本省における業務継続計画の推進を図るため、非常事態発生に備え、平時から具体的対応を検討し、省内の横断的調整を行う防災対策チームを設置する。同チームの構成は、官房各課を中心として構成する。

なお、発災時には、同チームが関係部局及び消防庁の協力を得て総務省非常災害対策本部の運営の中核としての機能を果たすものとする。

(2) 職務の代行等

発災時に、大臣に事故のあるとき、又は欠けたときは、内閣法（昭和22年法律第5号）第10条の規定に基づき、内閣総理大臣又はその指定する国務大臣が、大臣の職務を行うほか、発災時に大臣、副大臣又は大臣政務官が不在である場合には、法令又は別に定めるところにより、当該定められた者がその職務を代行する。事務次官が不在である場合には、下表のとおり職務を代行する。

順位	役職
第一順位	案件に関係が深い総務審議官
第二順位	その他の総務審議官（国際担当を除く。）
第三順位	大臣官房長
第四順位	案件に関係が深い大臣官房総括審議官
第五順位	その他の大臣官房総括審議官 （情報通信担当を除く。）

各部局等（総務省本省に属する部局又は機関をいう。以下同じ。）においては、非常時優先業務等が円滑かつ的確に遂行されるよう、各部局等及び課室の長に事故等のある場合の代理者をあらかじめ定めておくものとする。これらの者に事故等がある場合の代理者に関する標準は、下表のとおりである。

被代理者	部局長	課室長
代理者（第一順位）	部長・審議官等	室長・企画官
代理者（第二順位）	局総務課長	課長補佐（筆頭）
代理者（第三順位）	課長	課長補佐（担当）

(3) 職員安否等集約・参集指示システムの整備

首都直下地震等の発災後、速やかに職員及びその家族の安否を確認し、優先業務要員に対する参集等の連絡を行うため、平成 29 年 4 月 1 日から、全職員を対象としたメール配信及び情報集約を行うシステム（以下「職員安否等集約・参集指示システム」という。）が稼働済である。

同システムは、東京都（島嶼部を除く。）で震度 5 強以上の地震が発生した時には、勤務地が東京都に所在する全職員に対して安否確認メールが配信される仕様となっている。

3 要員

(1) 参集・登庁可能職員

非常事態発生時における参集・登庁可能職員については、内閣府の定める方法による中央省庁職員参集予測調査（以下「参集予測調査」という。）に基づいて算定・集計し、別に取りまとめることとする。

(2) 優先業務要員の指定

各部局等は、当該部局等が所掌する非常時優先業務等について、非常事態発生後に当該業務を継続して遂行するために必要とされる要員（以下「優先業務要員」という。）について、あらかじめ指定するものとする。

この場合において、優先業務要員の指定については、参集予測調査に基づいて各課室等において算定した参集・登庁可能職員の中から行うことを基本とする。

(3) 応援要員の指定

参集した優先業務要員だけでは必要人員が確保できない場合に備え、また、優先業務要員の交替要員を確保するため、各課室等は、非常時優先業務等に係る応援要員をあらかじめ指定しておくものとする。この場合において、当該課室等の職員のみでは応援要員が確保できないおそれがあるときは、当該課室等が属する各部局等において、他の課室等から人員を確保するための措置を講じることも検討するものとする。特に、発災後 1 時間以内及び 3 時間以内に開始すべき業務については、必要要員数を確保するよう、各部局等内の課室横断的に応援要員を指定するよう努める。

なお、各部局等においては、応援要員である職員に対しては、応援に入る可能性のある非常時優先業務等の内容等について、平時から業務内容及び手順の説明等を必要に応じ行っておくものとする。

(4) 優先業務要員及び応援要員に係る情報の管理

優先業務要員及び応援要員の氏名、担当する非常時優先業務等の情報については、各部局等において最新のものに更新の上、適切に管理を行うとともに、所定の様式により、大

臣官房総務課に報告するものとする。

なお、優先業務要員及び応援要員の指定に当たっては、個人ごと家庭ごとに様々な事情や背景を持つことから、参集の支障となる事情（育児・介護等）がある場合、必要に応じて非常時優先業務等に従事する職員と意見交換を行うなど、職員本人の意見を踏まえる等の配慮をするものとする。

4 庁舎

- (1) 国土交通省公表の「官庁施設の耐震性に係るリスト」によると、非常時優先業務等に従事する各部局等が入居している施設の耐震性評価は次表のとおりである。

施設名	分類	建築年次	地上／地下	評価	資料現在日
中央合同庁舎第2号館 (高層棟)	I	2000 年	21 階／4 階	d	H28. 3. 31
中央合同庁舎第2号館 (低層棟)	I	2003 年	なし／4 階	d	H28. 3. 31
総務省第二庁舎（本庁舎）	Ⅲ	1968 年	8 階／2 階	a (0.47)	H28. 3. 31

(注) 総務省第二庁舎（本庁舎）は、耐震性の確保のための工事を実施中（令和7年度完了予定）である。

<耐震安全性の評価>

評価	I 類	Ⅲ類	診断結果
a	評価値<0.5		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
b	0.5≤評価値<1.0		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
c	1.0≤ 評価値 <1.5	—	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低いが、要求される機能が確保できないおそれがある。
d	1.5≤ 評価値	1.0≤ 評価値	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低く、I 類及びⅡ類の施設では要求される機能が確保できる。

本計画においては、上記の耐震安全性の評価に基づき、首都直下地震発生後の総務省本省の各庁舎について、次のとおり想定することとする。

- ① 中央合同庁舎第2号館（ほとんどの内部部局が入居）については、点検により安全が確認され、また、散乱した物の片付け等が終了すれば、執務が可能。

- ② 総務省第二庁舎の本庁舎については、耐震性の確保がなされていない場合は、執務できない状態となっている可能性が高い。
- (2) 庁舎内については、什器の固定、天井等の非構造部材の耐震化等の措置を講ずるものとする。
- (3) 発災後は、エレベーターが自動停止し、エレベーターの各メーカーの点検等による安全確認が行われるまでは使用不可能となる。閉じ込めがあった場合に備え、エレベーターには、閉じ込め対策用品（携帯トイレ、懐中電灯等）を設置している。
- (4) 大臣官房総務課は、総務省本省の庁舎が使用不能となった場合において、第6章2に規定する代替庁舎への移転や参集拠点への参集において非常時優先業務等を実施するために必要な移転・参集に係る手順等を別に定めるものとする。

5 電力

庁舎内においては、商用電源の供給が再開されるまでの間、非常用発電設備を使用することにより、通常の半分の電気容量が供給可能となるが、使用できる照明は1／3程度となり、また、コンセントも非常用電源に限られる。商用電源の停電が1週間程度と想定することとされているため、中央合同庁舎第2号館においては、非常時優先業務等を1週間程度継続するために必要な燃料を確保している。

6 ガス

ガス事業者によるガス管の復旧工事が行われ、各庁舎内の配管が安全であることが確認されるまでは供給が再開されないことから、使用可能となるまで相当の期間を要すると想定する（少なくとも1週間は使用できないと思われる。）。このため、ガスに依存しない体制を前提として対応する。

7 通信設備

一般電話及び携帯電話（通話）は、発災後1週間は、ふくそう・停電等によりほとんどつながらないが、災害時優先電話の発信、中央防災電話、衛星携帯電話（通話・メール）、携帯電話（電子メール）、MCA無線、職員安否等集約・参集指示システムは、使用可能と想定する。なお、中央合同庁舎第2号館及び総務省第二庁舎の内線電話同士の通話（固定電話・PHS）については、電話交換機等が非常用電源につながっているため、停電時においても使用可能である。

8 情報システム

GSSにおいては、サービスやデータについて、クラウドサービスの機能を利用した冗長化を行っている。また、通信回線については、GSSネットワークの複数系統化及び地下埋設化を行っているほか、庁舎内のネットワークが利用できない場合には、GSS端末に内蔵された携帯回線の利用も可能である。

これらにより、中央合同庁舎第2号館に設置されたGSS機器に破損や障害が発生していた

場合であっても、メール、インターネット等を利用した業務継続が可能である。

9 飲料水・食料

飲料水は、発災後 1 週間は水道が使用できないと想定する。また、勤務時間内の発災の場合は、一斉帰宅抑制のため、一定期間を庁舎内で待機することが必要となる場合がある。

このため、優先業務要員の 1 週間分程度、その他の職員及び来庁者（職員数の 1 割程度）の 3 日間分程度の飲料水・食料（複数品目）を備蓄している。

また、発災時には、庁舎内に入居する売店からは店内の飲料水・食料等の必要物資を、及び庁舎内に入居する食堂からは在庫の食材料を提供してもらえるよう、提携している。

10 トイレ

トイレは、庁舎外からの上水道の受水及び庁舎外への下水道の排水の停止が 1 か月継続すると想定されるが、中央合同庁舎第 2 号館の南側トイレは、非常用電源と中水使用により、1 か月の利用が可能である。

ただし、このようなトイレの災害時運用ができなくなった場合に備え、携帯トイレを、優先業務要員の 1 週間分程度、その他の職員及び来庁者（職員数の 1 割程度）の 3 日間分程度を確保している。

11 毛布

勤務時間内の発災の場合は、一斉帰宅抑制のため、一定期間を庁舎内で待機することが必要となる場合がある。

このため、職員分及び来庁者分（職員数の 1 割程度）の毛布等を備蓄している。

12 医薬品・救助用資機材

負傷者・急病人等が発生した場合に備え、医薬品のほか、ボール、ジャッキ、担架等の救助用資機材を備蓄している。

その他、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、マスク・消毒液を備蓄している。

また、庁舎内に入居する薬局との間で、発災時における医薬品の供給について、協力体制を構築している。

なお、勤務時間内の発災の場合は、一斉帰宅抑制のため、一定期間を庁舎内で待機することが必要となる場合があることから、各職員においては、非常事態の発生時に入手が困難となる持病の常備薬等について、最低 3 日間分程度常備するものとする。

13 下部マニュアル等の整理

上記の災害時に必要な業務資源の整備をする課室においては、必要に応じて、発災時における使用方法などの具体的な手順を定めたマニュアルや事務連絡、通知等（以下「下部マニュアル等」と言う。）を定めるものとする。

また、下部マニュアル等を定めた場合は、関係課室の職員に対しこれを周知するものとする。

下部マニュアル等を必要に応じて修正する際にも、所管課室は関係課室と調整を図るものとする。

第5章 非常事態発生直後の対応

1 安全の確保

非常事態の発生時には、何よりもまず、職員及び来訪者等の安全を確保する必要がある。

地震の場合は、転倒しそうな物品や熱湯の入ったポット等に近寄らない、落下物の危険を避けるため机の下に身をかがめる等、自らの安全確保を図るものとする。

なお、地震発生直後は、むやみに庁舎外に出ないよう、また、避難誘導等がある場合はそれに従い行動するよう留意するものとする。

2 負傷者・急病人の救護

庁舎内で負傷者・急病人が発生した場合には、速やかに救命措置や応急手当を行う等救護に当たるとともに、緊急に医師の診察が必要な者については、救急車の出動要請や、医療機関への搬送を行うものとする。

3 安否の確認

非常事態が発生した場合には、まず、職員及び家族等の安否の確認を行うものとする。

各職員は、事前に連絡先を職員安否等集約・参集指示システムに登録し、在勤官署の庁舎外で非常事態の発生に遭遇した場合は、同システムにより、速やかに自己及び家族に係る安否情報を報告するものとする。また、各部局の安否確認担当者及び非常時優先業務等担当課室の担当課長補佐又は担当係長は、同システムの管理者権限により、職員の安否等を把握するとともに、連絡のない職員については、可能な範囲で、利用可能な通信手段により、安否の確認を行うものとする。

庁舎内で非常事態に遭った場合は、災害時優先電話以外の利用可能な通信手段により家族等に係る安否確認を行い、速やかに同システムにより報告するものとする。

なお、携帯電話を所持していない等の理由により、同システムによる報告をすることができない職員については、上司等に対して自己及び家族に係る安否情報を報告するものとする。

4 帰宅困難者等への対応

ここでは、総務省が庁舎管理省庁となっている中央合同庁舎第2号館及び総務省第二庁舎について記載することとし、他の庁舎については、当該庁舎の管理省庁の指示に従うものとする。

なお、中央合同庁舎第2号館については、中央合同庁舎第3号館と敷地が共通であることから、同庁舎における帰宅困難者等への対応と十分に連携を図るものとする。また、総務省第二庁舎の本庁舎については、被災後の庁舎の安全性が確認されるまでは、職員も含め庁舎内に立ち入らないことを原則とする。

いずれの庁舎においても、新型コロナウイルス感染症を含む感染症蔓延時において、帰宅困難者等に救命措置・応急手当等を実施するに際しては、マスク着用等感染症対策を徹底するものとする。

① 庁舎外の帰宅困難者等

首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）によると、東京都における帰宅困難者数は約 380 万人～約 490 万人と想定されており、また、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告（平成 24 年 9 月 10 日）によると、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により、首都圏において約 515 万人（内閣府推計）に及ぶ帰宅困難者が発生したと報告されている。

地震発生直後には、帰宅困難者や、帰宅途上の者が庁舎に大量に押し寄せる可能性もあることから、非常時優先業務等の遂行に支障が発生することのないよう、政府全体の方針を踏まえ、他の入居官庁と調整し検討する。

なお、帰宅困難者等のうち、自力での移動が困難な負傷者・急病人については、非常時優先業務等の遂行に支障が出ないように配慮しつつ、2 に準じて、救命措置・応急手当、医療機関への搬送等を行う。

また、帰宅困難者等に対して、むやみに移動を開始しないための情報、帰宅困難者の安全確保・危険回避のための情報及び帰宅困難者の安全な帰宅のための情報について、貼り紙等の方法により情報提供に努めるものとする。

② 庁舎内の来訪者のうち帰宅困難なもの

発災時に庁舎を来訪していた者については、帰宅困難者等の大量発生による混乱や事故等を防止するための一斉帰宅抑制が促されていることを踏まえ、最大 3 日間程度待機することが望ましいことから、一時滞在を希望する者については、非常時優先業務等の遂行に支障が出ないように、一時滞在所（中央合同庁舎第 2 号館内の会議室）に誘導するものとする。

5 広報

非常事態の発生時においては、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災住民等の適切な判断と行動を助けるため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

総務省の所掌事務に係る非常事態への対応状況等について適切な広報活動を行うため、非常事態の発生後速やかに、報道発表及び情報提供が可能な体制を整えとともに、総務省 Web サイト及びソーシャルメディア等の媒体を活用し、積極的な情報発信を行うものとする。

6 下部マニュアル等の整理

上記 1～5 の非常事態発生直後の対応に関連する業務を所管する課室においては、必要に応じて、発災時における具体的な手順を定めた下部マニュアル等を定めるものとする。

また、下部マニュアル等を定めた場合は、関係課室の職員に対しこれを周知するものとする。

下部マニュアル等を必要に応じて修正する際にも、所管課室は関係課室と調整を図るものとする。

第6章 非常事態発生時における業務執行の確保

1 職員

職員は、非常事態発生時には、原則として次のとおり行動するものとする。

職員安否等集約・参集指示システムにより安否情報を報告したうえで、行動に当たっては、放送等による情報の入手、状況の把握及び安全の確認を十分に行うものとし、発災直後はむやみに移動せず、勤務時間内の発災の場合は庁舎内に、勤務時間外の発災の場合は自宅等にひとまずとどまった上で、道路・橋梁の混雑状況や通行禁止の状況等を踏まえ、安全に移動することが可能なことを十分に確認してから移動を開始するものとする。特に、本計画で想定している冬期・夕方の発災の場合には、発災直後は日没後であって、周囲の状況の把握が困難なことや、防寒対策を講じていないと夜間の移動は危険なことから、十分に注意するものとする。

また、テレワークによる勤務体制が実施されていることから、平日日中の勤務時間内においては、幹部職員、優先業務要員及び応援要員の一部が登庁していない場合がある。このため、非常時優先業務担当課室においては、テレワークによる勤務体制を踏まえた初動体制のあり方を検証するものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症蔓延時において、庁舎及び自宅等、並びにそれらの周辺地域において救出・救助活動、避難者支援活動等を実施するに際しては、マスク着用等感染症対策を徹底するものとする。

(1) 勤務時間外に東京都23区内で震度6強以上の地震が発生した場合

各職員は、職員安否等集約・参集指示システムに速やかに応答し、自己及び家族に係る安否情報を報告するとともに、緊急時行動手順（非常時優先業務等の実施に関し、時系列により各優先業務要員ごとの行動手順を定めたマニュアルをいう。）に従って対応を行うものとする。

※ 緊急時行動手順の所管課室においては、関係課室にこれを共有するとともに、必要に応じて適宜見直しを図るものとする。見直しにおいては、関係課室と内容について調整を図ることとする。

① 優先業務要員

各部局等においてあらかじめ定めるところにより、自動的かつ速やかに、徒歩を含めた利用可能な移動手段による登庁又はテレワーク（以下「登庁等」という。）により、非常時優先業務等に従事するものとする。ただし、自己又は家族等の治療が必要である、家族等を避難所に避難させる必要がある、近隣住民等の救助・救命活動が必要である等のやむを得ない事情により迅速に非常時優先業務等に従事することが困難な場合は、上司に当該事情について報告し、指示を受けるものとする。

当初は参集困難であった者が参集可能となったときは、速やかに上司に報告し、指示を受けるものとする。

② 応援要員

原則として自宅等で待機し、上司から指示があった場合には登庁等を行うものとする。

る。

なお、上司は、在庁職員数が多くなれば備蓄食料・飲料、電力、トイレ等の基礎資源が不足するおそれがあること（以下「基礎資源上の制約」という。）にかんがみ、発災直後は、非常時優先業務を遂行するために必要最小限の応援職員に登庁を指示するとともに、その後の状況の変化に応じて、登庁等又は待機継続等の指示を行うものとする。

自宅等での待機の間は、連絡体制の確保に留意しつつ、自宅等周辺での救出・救助活動、避難者支援等に従事する。

③ 非常時優先業務担当課室の職員安否等集約・参集指示システム担当者

職員安否等集約・参集指示システムの応答状況集計機能により、該当課室職員の安否を確認するとともに、優先業務要員及び応援要員の参集状況を把握し、要員が不足すると判断される場合は、同システムを通じて安全が確認できた応援要員に登庁又はテレワークを求めるものとする。

④ その他の職員

原則として、自宅等で待機するものとする。

なお、上司は、基礎資源上の制約にかんがみ、発災直後は自宅等で待機させることを原則とし、その後の状況の変化に応じて、登庁等又は待機継続等の指示を行うものとする。

自宅等での待機の間は、連絡体制の確保に留意しつつ、自宅等周辺での救出・救助活動、避難者支援等に従事する。

⑤ 優先業務要員が不足する場合

部局において、第4章（必要資源分析）第3項（要員）に基づき指定した優先業務要員及び応援要員に登庁できない等の理由により要員に不足が生じる場合には、原則として当該部局内の他の職員に応援を求め要員を確保するものとする。ただし、当該部局内での要員の確保が極めて困難な場合には、大臣官房秘書課に対し応援要員の派遣を求め、それでもなお要員の確保が困難な場合には、大臣官房総務課を通じて内閣府に対し要員のあつせんを求めるものとする。

(2) 勤務時間中に東京都23区内で震度6強以上の地震が発生した場合

各職員は、利用可能な通信手段により、速やかに、家族等の安否を確認するとともに、上司の指示を受けるものとする。

① 優先業務要員

非常時優先業務等に従事するものとする。職務のため外出中である優先業務要員については、自動的かつ速やかに、職場へ登庁等するものとする。

ただし、連絡がとれないため家族等の安否確認ができない場合や、連絡の結果緊急に帰宅して対処に当たる必要のあるやむを得ない事情があることが判明した場合には、安全の確保を前提に、上司の許可を受けて帰宅し、安否確認又は必要な対処を行うことができるものとする。帰宅後は、安否確認又は必要な対処を行うとともに、随時上司に状況を報告し、その指示を受けて、自宅で待機又は再登庁するものとする。

なお、上司は、退庁許可の際、応援要員の中から非常時優先業務等の遂行のための代替要員を確保するものとする。

② 応援要員

上司の指示を受けて、非常時優先業務等に従事し、又は庁舎内で待機するものとする。職務のため外出中である応援要員については、上司の指示を受けて、職場へ登庁し、又は一時滞在施設等で待機するものとする。

この場合、①のただし書及びなお書を準用する。

なお、上司は、当面応援の必要がないと判断した場合は、基礎資源上の制約にかんがみ、応援要員の退庁を許可することができるものとする。

庁舎内での待機の間は、非常時優先業務等に支障の生じない範囲において、安否が確認されていない職員やその家族の安否確認や庁内の復旧業務、庁舎内部及び周辺地域における救出・救助活動、避難者支援活動等に従事する。

③ 非常時優先業務担当課室の職員安否等集約・参集指示システム担当者

該当課室職員の安否を確認するものとする。その際、職務のため外出中である優先業務職員について留意すること。

④ その他の職員

帰宅困難者等の大量発生による混乱や事故等を防止するための一斉帰宅抑制が促されていることを踏まえ、最大3日間程度、上司の指示を受けて、庁舎内で待機するものとする。職務のため外出中である職員についても、最大3日間程度、上司の指示を受けて、一時滞在施設等で待機するものとする。この場合、①のただし書を準用する。

庁舎内での待機の間は、非常時優先業務等に支障の生じない範囲において、安否が確認されていない職員やその家族の安否確認や庁内の復旧業務、庁舎内部及び周辺地域における救出・救助活動、避難者支援活動等に従事する。

2 庁舎

発災後、常駐している施設管理業者と共に、速やかに被害状況を点検し、避難の必要性及び庁舎利用上の注意点（水道・トイレの使用禁止等）について、全館放送等により周知を行う。

総務省本省における非常時優先業務等の遂行のための代替庁舎及び参集拠点の取扱いは次のとおり。

- (1) 中央合同庁舎第2号館が使用不能となり、かつ、政府の緊急災害対策本部が総理大臣官邸、中央合同庁舎第8号館又は防衛省本省に設置される場合は、次の順序による。

ア 第一順位 関東総合通信局（総務省第二庁舎別館及び情報通信政策研究所を補助施設とする。）

イ 第二順位 総務省第二庁舎別館（情報通信政策研究所を補助施設とする。）

- (2) 政府の緊急災害対策本部が立川広域防災基地に設置される場合は、次の順序による。

ア 第一順位 自治大学校（情報通信政策研究所を補助施設とする。）

イ 第二順位 情報通信政策研究所（総務省第二庁舎別館を補助施設とする。）

- (3) (1)及び(2)による代替庁舎の使用が困難となった場合においては、近隣の総務省入居庁舎の利用の調整、政府業務継続計画第2章第1節7に定める内閣府による庁舎のあつせんの求めその他必要な対応を行うものとする。
- (4) (1)から(3)までの対応の他、自治大学校、情報通信政策研究所、関東管区行政評価局、神奈川行政評価事務所及び千葉行政監視行政相談センターを優先業務要員及び応援要員の参集拠点とするものとする。
- (5) (1)から(4)までの対応にあたり、新型コロナウイルス感染症を含む感染症蔓延時において、代替庁舎及び参集拠点が避難所として活用されている場合には、マスク着用等感染症対策を徹底するものとする。

また、代替庁舎における総務省非常災害対策本部の設営等に際しては、感染症対策としてマスク・消毒液の設置、換気、及び適切な空間の確保等必要な措置を講じるものとする。

3 電力

非常事態の発生により電力会社からの供給が中断した場合には、供給が再開されるまでの間、非常用発電設備を使用して非常時優先業務等遂行のために必要な電力を確保するものとする。

その場合、非常用電源設備から電力供給が受けられるコンセントは数が限定されることから、非常時優先業務等のために必要な機器のみを使用することとし、優先度の低い機器を接続しないよう、また、優先度の高い機器も使用していないときは電源を切る等、非常用電源設備用の燃料を浪費することのないよう注意するものとする。

職員においては、非常用電源コンセントの位置の確認及び、当該コンセントに大電力機器が接続されていないかの確認を定期的実施するとともに、電力の法定点検日等の機会を捉え、電力供給ができないことを想定した防災訓練等を行う等し、電力の無い状態での業務執行への適応を図る。

- (注) 非常用電源コンセントは、床からＯＡタップ等で敷設されているコンセント（レイアウト変更等により常用コンセントに接続が変更されているものを除く。）であり、主に職員のＰＣ、サーバー類が接続されている。なお、柱や壁からのコンセントは常用コンセントであるため、電力会社からの電力供給が中断した場合には使用不可能となる。

4 情報通信

災害時優先電話等により通信を確保するものとする。その際、こちらからの発信が他の電話よりも優先される機能を有している災害時優先電話を受信に使用して、発信のための利用を阻害することのないよう注意するものとする。

また、中央防災電話のほか、インターネット（メール・ウェブ会議）、携帯電話（メール）、衛星携帯電話（通話・メール）、ＩＣＴユニット、ＭＣＡ無線、職員安否等集約・参集指示システム等を活用して、できる限り情報通信を確保するものとする。あわせて、テレワークによる非常時優先業務等の実施が可能な環境を確保するものとする。

なお、機器障害や通信障害については、委託保守事業者や電気通信事業者との連絡体制を強化し、早期の復旧を可能とするよう措置する。

第7章 本計画の周知及び継続的改善

1 周知

非常事態が発生した場合において、非常時優先業務等を所管する各部署が当該業務を円滑に遂行するとともに、他の部署においても早期に必要な業務を開始していくためには、平素から、各部署が非常事態発生時に速やかに実施すべき業務と一時的に休止すべき業務を明確に認識しておくとともに、要員の確保体制等について確認しておく必要がある。また、各職員も、自らがとるべき行動について把握しておく必要がある。

そのため、本計画については、総務省本省の全部署及び全職員に対して、十分周知を図るものとする。

2 継続的改善

(1) 省内における対応

本計画については、今後、総務省本省における組織改正、業務内容の変更、施設・設備の変更や防災訓練等の機会をとらえて評価・検討を行い、課題を抽出した上で、参集時間、必要要員数、標準参集可能職員等について必要な改善を加えるとともに内容の充実化を図り、継続的に業務継続力の向上を目指すものとする。

また、今後のガイドラインの改定等の機会をとらえて、大規模水害等首都直下地震以外の非常事態に対する対応についても検討を行うものとする。

(2) 関係機関との協力

非常時優先業務等の円滑な実施や、代替庁舎への移転及び参集拠点の整備等に関しては、関係する施設等機関及び地方支分部局と密接な協力を行うものとする。

また、各部局においては、緊急事態において非常時優先業務等を円滑に実施するため、関係省庁、地方公共団体、所管指定公共機関等との間で、必要な協力体制を構築するものとする。

別 紙 業務影響度分析及び業務プロセス分析の概要

1 業務影響度分析

(1) 業務影響度分析の概要

業務影響度分析は、具体的には、各業務について、「当該業務に係るある特定の行為を完了させる」、「緊急性のある案件に限定して再開する」、「対応について組織的判断が行える状態とする」等の「目標レベル」を設定した上で、非常事態発生時からの経過時間（１時間、３時間、１２時間、１日、３日、１週間及びそれ以降の各時点を基準とする。）に応じて、当該業務が目標レベルに到達していなかった場合に、国民生活、経済活動等社会にどのような影響を与えるおそれがあるのかについて、次表の基準により評価を行う。

なお、評価に当たっては、平常時に発災等したのであればそれほど重大な影響が生じないと考えられる業務又は多少の期間なら先送りすることが可能と考えられる業務であっても、例えば試験実施日直前の試験関係業務のように、特定の状況にある場合は影響度合いが重大なものとなることが想定されるものについては、平常時及び当該特定の状況にあるときに分けて評価を行うものとする。

評価	影響の 重大性	基準時点において目標レベルに到達していないことによる影響の内容
レベルⅠ	軽微	社会的影響はわずかであり、ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識しても許容可能な範囲内であると考ええる。
レベルⅡ	小	若干の社会的影響が生じるが、大部分の人は許容可能な範囲内であると考ええる。
レベルⅢ	中	一定程度の社会的影響が生じ、社会的批判が一部発生するが、過半の人は許容可能な範囲であると考ええる。
レベルⅣ	大	相当大きな社会的影響が生じ、社会的批判が多く発生する。過半の人が許容できないと考える。
レベルⅤ	甚大	甚大な社会的影響が生じ、大規模な社会的批判が発生する。大部分の人が許容できないと考える。

総務省本省の業務全体について、各課室において業務の仕分け（一定のまとまりを有する業務ごとに区分することをいう。）を行い、仕分けされた各業務について業務影響度分析を行った結果については、別に取りまとめることとする。

(2) 非常時優先業務等の特定

非常時優先業務等の特定に当たっては、ガイドラインに従い、原則として１週間以内にレベルⅢ以上の影響が生じると考えられる業務を非常時優先業務等として特定することとするが、各業務の固有の事情に応じて、この基準に該当しないものであっても非常時優先業務等に位置付け、また、この基準に該当するものであっても非常時優先業務等から除外することもあるものとする。

さらに、参集予測調査に基づいて、参集・登庁可能職員の人数を各課室等において算定し、当該人数で対応することができるよう、非常時優先業務等を精査するものとする。

なお、テレワークによる勤務体制が実施されていることを踏まえ、非常時優先業務の特定に当たっては、テレワークで実施できる業務、実施できない業務を精査するものとする。ただし、インターネット回線や電力等の利用に長期的かつ広域に支障が生じる場合は、テレワークを利用した執務は極めて困難となることに留意する必要がある。

非常時優先業務等の特定結果は、別に取りまとめることとする。

2 業務プロセス分析

(1) 業務プロセス分析の概要

業務プロセス分析は、非常時優先業務等として特定した個々の業務について、実際にどの程度の時間で目標レベルに到達できるのか把握した上で、当該時間を短縮するために必要な対策を検討するために実施するものである。

業務プロセス分析の実施に当たっては、次の作業を行う。

- ① 個々の非常時優先業務等を対象に、当該業務を実施するために必要なプロセスを把握した上で、必要資源分析（第4章参照）により把握した基礎資源に係る制約その他の条件を踏まえ、各検討対象時点において個々のプロセスについて実施可能か否かについて検証する。その際、通常の方法では実施が困難である又は著しく遅延することが想定される業務プロセスについては、より早く目標レベルに到達できるよう代替的なプロセスの導入についても検討する。
- ② 次に、各非常時優先業務等について、目標レベルに到達できる時間（発災後の経過時間）の見積りを行う。その場合、深刻な被害を受けることを前提に検討することから、望まれる時間内に到達できない業務も当然にあり得ることになる。
- ③ さらに、各非常時優先業務等の個々の業務プロセスについて、当該プロセスを実行する上での制約条件となり得る
 - i 投入が不可欠な資源や前処理業務
 - ii 各種のリスク要因
 - iii 他の部署、他省庁その他の外部機関に依存する事項等について、目標レベルまでの到達時間を短縮するために必要な対策について検討する。

(2) 業務プロセス分析の実施

1において特定した個々の非常時優先業務等について、業務プロセス分析を実施した結果については、別に取りまとめることとする。

その際、発災後開始すべき時間ごと（1時間以内、3時間以内、12時間以内、1日以内、3日以内、1週間以内）に業務概要、要する人数を精査し、別に取りまとめる。

3 関係機関との連携体制の確立

非常時優先業務等を実施する上で依存先となる関係機関との連絡体制や具体的な連絡方法、連携する内容等について、あらかじめ取り決めることとし、非常時優先業務等ごとに別に取りまとめる。